

# 飼料用油脂再生業者認証制度の実施要綱

制定 平成 27 年 4 月 1 日  
一般社団法人 日本科学飼料協会

## 第 1 目的

この要綱は、食品の製造・加工又は調理の過程で使用された後に排出される動植物性油脂（以下「UC オイル」という。）を飼料用油脂として再生利用するに当たり、油脂の排出、回収、再生等の過程における安全確保に関する基準を定め、この基準に適合する飼料用油脂再生業者を認証することにより、その安全な利用を促進し、もって資源循環型の社会形成に資することを目的とする。

## 第 2 定義

この要綱における用語の定義は、以下のとおりとする。

### 1 UC オイル

食品の製造・加工又は調理の過程で使用された後に排出される動植物性油脂をいう。

### 2 排出事業者

外食産業（飲食店、レストラン、旅館、ホテル、学校及び福祉施設等の給食サービス部門を含む。）及び食品製造業等の事業活動において、UC オイルを排出する事業者をいう。

### 3 回収業者

UC オイルを排出事業者から回収し、再生業者又はレンダリング業者に納品する業者をいう。

#### 4 再生業者

UC オイルを回収業者から受入れて精製・調製し、レンダリング業者又は飼料製造業者等に出荷・販売する業者をいう。

### 第3 事業の実施

- 1 本制度の実施主体は、一般社団法人日本科学飼料協会とし、申請者からの申請に基づき、基準を満たす再生業者を認証飼料用油脂再生業者として認証する。
- 2 実施主体は、飼料用油脂再生業者認証制度を適正に運営するため、飼料製造業者及び有識者等で構成する飼料用油脂再生業者認証制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。
- 3 運営委員会は、本制度の運営に係る事項の決定及び認証飼料用油脂再生業者の認証に係る審査を行う。

### 第4 認証の申請

- 1 認証飼料用油脂再生業者の認証を申請しようとする者は、申請書に以下の書類を添付し、実施主体に提出する。
  - (1) チェックリスト
  - (2) 製品規格書
  - (3) 工程管理基準書等、品質管理及び製造管理について定めた書類
  - (4) 定期的な品質検査を行っていることが証明できる書類
  - (5) 施設の平面図及び工程図
  - (6) 品質確保等に係るトレーサビリティが確認できるデータや書類の写し
  - (7) 飼料製造業者届の写し又は食品リサイクル法に基づく再生利用事業登録証明書の写し
- 2 実施主体は、認証飼料用油脂再生業者の申請があった場合、運営委員会によってその内容を審査し、申請を行った者に対して、その結果を通知する。
- 3 申請者は、当該申請を行うときは、実施主体が定める手数料を支払わなければならない。

## 第5 認証の申請者及び欠格要件

- 1 認証の申請を行うことができる者は、再生業者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定により認証を取消され、その取消の日から1年を経過しない再生業者は、第4の申請を行うことができない。

## 第6 認証の決定等

- 1 実施主体は、再生業者より認証の申請があった場合、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）に立入り調査の必要性の有無を確認し、その結果を付け加えて運営委員会による審査を行うとともに、原則として、FAMICによる調査を受けるよう、申請者に要請する。
- 2 前項により、別記1「認証業者が満たすべき基準」に示す基準を満たしていることが確認された場合は、申請者に対して認証決定書を交付するものとする。

## 第7 認証の有効期間

認証の有効期間は、認証の日から5年間とする。

## 第8 製品規格の提示

認証決定を受けた再生業者（以下「認証業者」という。）が飼料用油脂を販売する際は、相手先に対し、当該飼料用油脂の製品規格を提示するものとする。

## 第9 認証の更新申請

認証業者が認証の有効期間の満了に際し、引き続き認証を受けようとする場合は、認証の有効期間が満了する日の3か月前までに、認証飼料用油脂再生業者認証更新申請書を実施主体に提出しなければならない。

## 第10 認証の変更申請

認証業者が認証申請の内容のうち、社名や代表者名等を変更する場合は、事前に認証飼料用油脂再生業者変更申請書を実施主体に提出しなければならない。ただし、排出事業者又は回収業者の変更については、当該事業者との契約又は解約の後に、認証飼料用油脂再生業者変更申請書を提出するものとする。また、製造工程や所在地等の変更等の場合は、FAMICによる調査を受けな

ればならない。

## 第 11 規定の準用

第 4 から第 7 までの規定は、認証の更新及び変更の場合に準用する。この場合において、認証の変更の場合については、第 7 中「認証の日から 5 年間」とあるのは「変更申請前の認証に係る有効期間の残存期間」と読み替えるものとする。

## 第 12 認証の取消し

- 1 実施主体は、認証業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取消することができる。
  - (1) 第 4 に規定する認証申請書及び添付書類並びに第 9 に規定する認証更新申請書及び添付書類並びに第 10 に規定する変更申請書及び添付書類の記載内容に虚偽が判明したとき。
  - (2) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「飼料安全法」という。）及び関係法令に違反したとき。
  - (3) 第 15 の 1 に規定する報告、第 15 の 2 に規定する立入調査又は第 15 の 3 に規定する改善計画書の提出について、正当な理由がなく遅滞又は拒否したとき。
  - (4) 第 15 の 3 に規定する改善計画書に記載された事項の改善がなされないことが判明したとき。
- 2 実施主体が前項の規定により認証を取消するときは、当該認証業者に認証取消書を交付するものとする。

## 第 13 認証の辞退等

認証業者は、次の各号に該当する場合は、認証辞退届を速やかに実施主体に届け出なければならない。

- 1 自ら認証を辞退しようとするとき。
- 2 当該飼料用油脂の製造を中止したとき。
- 3 当該事業場が別記 1 の基準を満たさなくなったとき。

## 第 14 公表

実施主体は、認証業者について、認証番号、認証年月日、認証期限並びに認証業者の氏名、住所、連絡先等の一覧を一般社団法人 日本科学飼料協会のウェブサイト上に公表できるものとする。

## 第 15 報告、立入調査等

- 1 実施主体は、本制度を円滑に進める上で必要な事項について、認証業者に報告を求めることができる。
- 2 実施主体は、本制度を適正に運用するため、必要に応じて、認証業者の事業場に対し立入調査を行うことができる。
- 3 実施主体は、別記 1 に示す認証基準の不履行が判明した場合、認証業者に対し 20 日以内にその経緯及び改善措置等を記載した改善計画書の提出を求めることができる。

## 第 16 その他

その他の本認証制度の実施に関する必要な事項は、別に定めるところによる。